甲州市農業委員会日程

会期	自 午後 1 時 30 分 平成 29 年 8 月 25 日(金) 至 午後 3 時 00 分	
会場	甲州市役所本庁舎2階 第一会議室	
	日程	
1	会議録署名委員の指名	
2	会長報告	
3	議案	
	第1号 農地法第3条の規定による許可申請について	(12件)
	第2号 農地法第4条の規定による許可申請について	(1件)
	第3号 農地法第5条の規定による許可申請について	(4件)
4	報告	
	第1号 農地法第18条第6項の規定による届出について	(5件)
5	その他	

			中川印展	業委員会	二 磯 郷	
	開催日			午後1時3 2階 第一会讀	0分から午後3時22分 養室	
. 出	席した多	 多				
1	坂本	忠	2 早川	博	3 窪川 哲郎	
4	平山	重三	5 根津		6	
7	雨宮	宏	8 荻原	一重	9 飯島 務	
10	竹井	正人	11 長沢	光高	12 藤原 英一	
13	南秀	岳	14 平山	尋文	15 宮原 王春	
16	手塚	勲	17 中村	一男	18 萩原 勝俊	
19	小佐川	武	20 今井	壽	21 雨宮 芳文	
22	原 勝	<u> </u>	23 佐藤	和也	24 丹澤 英一	
25	佐藤	定之	26 小川	利雄	27 駒田 裕	
28	大村	公宏	29 中山	仁	30 三科 健造	
31	三森	一雄	32 神宮	司 昭男	33 西矢 惠太朗	
34	小池	宣弘	35 有賀	利隆	36 佐藤 充	
.本 29	会議の会	⇒議録署名仁 30				
. 職	務のため	か本委員会	に出席した」	職員		
中	村 正標	封、中村	賢一、早川	崇、島田	淳、雨宮 果南	
. 会	議日程	別紙				

事務局 │それでは会議に先立ちまして挨拶をしますのでご起立願います。

(相互に挨拶)

それでは、定刻となりましたので会長に挨拶をいただき、日程に基づいて 進行をお願いいたします。

会 長 (会長の挨拶)

只今から甲州市農業委員会8月定例の総会を開催いたします。只今の出席 委員は35名で定足数に達しております。

日程1、本日の総会の議事録署名委員につきましては、29番 中山 仁委員、30番 三科 健造委員をご指名いたします。よろしくお願いいたします。

日程2、会長報告

今回、会長報告はございません。

議長 次に日程3、議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について、12件 を上程し、審議を行います。議案第1号1番を議題といたします。事務局から議案の朗読、説明を求めます。

事務局 (議案第1号農地法第3条第1番の許可申請についての朗読、概要の説明をする)

議長 | 議案の朗読、説明が終わりました。地区担当委員さんの調査報告をお願いいたします。

3番委員 (議案第1号1番の調査報告をする)

議 長 ご苦労様でした。調査報告が終わりました。それでは質疑を行います。質 疑ございますか。

(「なし」との声あり)

質疑も無いようですので、質疑を打ち切ります。

お諮りします。議案第1号1番については許可することにご異議ございませんか。

(「異議なし」との声多数あり)

異議なしとのことですので、議案第1号1番については許可することに決しました。

次に議案第1号2番、3番につきましては、譲受人が同一人であるため、一括上程といたします。事務局から議案の朗読・説明を求めます。

事務局 (議案第1号農地法第3条第2番、3番の許可申請についての朗読、概要の説明をする)

議長 | 議案の朗読、説明が終わりました。地区担当委員さんの調査報告をお願いいたします。

8番委員 (議案第1号2番、3番の調査報告をする)

議 長 ご苦労様でした。調査報告が終わりました。それでは質疑を行います。質 疑ございますか。

(「なし」との声あり)

質疑も無いようですので、質疑を打ち切ります。

お諮りします。議案第1号2番、3番については許可することにご異議ございませんか。

(「異議なし」との声多数あり)

異議なしとのことですので、議案第1号2番、3番については許可すること に決しました。

次に議案第1号4番を議題といたします。事務局から議案の朗読・説明を求めます。

事務局 (議案第1号農地法第3条第4番の許可申請についての朗読、概要の説明をする)

議長 議案の朗読、説明が終わりました。地区担当委員さんの調査報告をお願いいたします。

10番委員 (議案第1号4番の調査報告をする)

議 長 ご苦労様でした。調査報告が終わりました。それでは質疑を行います。質 疑ございますか。

(「なし」との声あり)

質疑も無いようですので、質疑を打ち切ります。

お諮りします。議案第1号4番については許可することにご異議ございませんか。

(「異議なし」との声多数あり)

異議なしとのことですので、議案第1号4番については許可することに決しました。

次に議案第1号5番を議題といたします。事務局から議案の朗読・説明を求めます。

事務局 (議案第1号農地法第3条第5番の許可申請についての朗読、概要の説明をする)

議 長 | 議案の朗読、説明が終わりました。地区担当委員さんの調査報告をお願い いたします。

11番委員 (議案第1号5番の調査報告をする)

議 長 ご苦労様でした。調査報告が終わりました。それでは質疑を行います。質 疑ございますか。

(「なし」との声あり)

質疑も無いようですので、質疑を打ち切ります。

お諮りします。議案第1号5番については許可することにご異議ございませんか。

(「異議なし」との声多数あり)

異議なしとのことですので、議案第1号5番については許可することに決しました。

次に議案第1号6番を議題といたします。事務局から議案の朗読・説明を求めます。

事務局

(議案第1号農地法第3条第6番の許可申請についての朗読、概要の説明を する)

議長

議案の朗読、説明が終わりました。地区担当委員さんの調査報告をお願い いたします。

16番委員

(議案第1号6番の調査報告をする)

議長

ご苦労様でした。調査報告が終わりました。それでは質疑を行います。質 疑ございますか。

(「なし」との声あり)

質疑も無いようですので、質疑を打ち切ります。

お諮りします。議案第1号6番については許可することにご異議ございませんか。

(「異議なし」との声多数あり)

異議なしとのことですので、議案第1号6番については許可することに決しました。

次に議案第1号7番を議題といたします。事務局から議案の朗読・説明を求めます。

事務局

(議案第1号農地法第3条第7番の許可申請についての朗読、概要の説明を する)

議長

議案の朗読、説明が終わりました。地区担当委員さんの調査報告をお願い いたします。

20番委員

(議案第1号7番の調査報告をする)

議長

ご苦労様でした。調査報告が終わりました。それでは質疑を行います。質 疑ございますか。

(「なし」との声あり)

質疑も無いようですので、質疑を打ち切ります。

お諮りします。議案第1号7番については許可することにご異議ございませんか。

(「異議なし」との声多数あり)

異議なしとのことですので、議案第1号7番については許可することに決しました。

次に議案第1号8番を議題といたします。事務局から議案の朗読・説明を求めます。

事務局

(議案第1号農地法第3条第8番の許可申請についての朗読、概要の説明を する)

議長

議案の朗読、説明が終わりました。地区担当委員さんの調査報告をお願い いたします。

20番委員

(議案第1号8番の調査報告をする)

議 長 ご苦労様でした。調査報告が終わりました。それでは質疑を行います。質 疑ございますか。

(「なし」との声あり)

質疑も無いようですので、質疑を打ち切ります。

事務局 お諮りします。議案第1号8番については許可することにご異議ございませんか。

(「異議なし」との声多数あり)

異議なしとのことですので、議案第1号8番については許可することに決しました。

次に議案第1号9番を議題といたします。事務局から議案の朗読・説明を求めます。

事務局 (議案第1号農地法第3条第9番の許可申請についての朗読、概要の説明をする)

議長 | 議案の朗読、説明が終わりました。地区担当委員さんの調査報告をお願いいたします。

20番委員 (議案第1号9番の調査報告をする)

議 長 ご苦労様でした。調査報告が終わりました。それでは質疑を行います。質 疑ございますか。

(「なし」との声あり)

質疑も無いようですので、質疑を打ち切ります。

お諮りします。議案第1号9番については許可することにご異議ございませんか。

(「異議なし」との声多数あり)

異議なしとのことですので、議案第1号9番については許可することに決しました。

次に議案第1号10番を議題といたします。事務局から議案の朗読・説明を 求めます。

事務局 (議案第1号農地法第3条第10番の許可申請についての朗読、概要の説明をする)

議長 | 議案の朗読、説明が終わりました。地区担当委員さんの調査報告をお願いいたします。

27番委員 | (議案第1号10番の調査報告をする)

議 長 ご苦労様でした。調査報告が終わりました。それでは質疑を行います。質 疑ございますか。

(「なし」との声あり)

質疑も無いようですので、質疑を打ち切ります。

お諮りします。議案第1号10番については許可することにご異議ございませんか。

(「異議なし」との声多数あり)

異議なしとのことですので、議案第1号10番については許可することに決しました。

次に議案第1号11番を議題といたします。事務局から議案の朗読・説明を 求めます。

事務局 (議案第1号農地法第3条第11番の許可申請についての朗読、概要の説明をする)

議長 | 議案の朗読、説明が終わりました。地区担当委員さんの調査報告をお願いいたします。

30番委員 (議案第1号11番の調査報告をする)

議 長 ご苦労様でした。調査報告が終わりました。それでは質疑を行います。質 疑ございますか。

(「なし」との声あり)

質疑も無いようですので、質疑を打ち切ります。

お諮りします。議案第1号11番については許可することにご異議ございませんか。

(「異議なし」との声多数あり)

異議なしとのことですので、議案第1号11番については許可することに決 しました。

次に議案第1号12番を議題といたします。事務局から議案の朗読・説明を 求めます。

事務局 (議案第1号農地法第3条第12番の許可申請についての朗読、概要の説明をする)

議長 | 議案の朗読、説明が終わりました。地区担当委員さんの調査報告をお願いいたします。

32番委員 (議案第1号12番の調査報告をする)

ご苦労様でした。調査報告が終わりました。それでは質疑を行います。質議長疑ございますか。

(「なし」との声あり)

質疑も無いようですので、質疑を打ち切ります。

お諮りします。議案第1号12番については許可することにご異議ございませんか。

(「異議なし」との声多数あり)

異議なしとのことですので、議案第1号12番については許可することに決 しました。

次に議案第2号農地法第4条の規定による許可申請について、1件を上程 し、意見を求めます。議案第2号1番を議題といたします。事務局から議案 の朗読、説明を求めます。

事務局 今回の総会には、営農型太陽光発電設備設置の申請が提出されております。甲州市においては、初めての申請案件であることから、議案朗読、説明の前に概要について説明させていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。それでは本日配布しております営農型太陽光発電設備の設置許可について(概要)をご覧ください。当日資料の中にございま

す、両面写真付きの資料であります。

(営農型太陽光発電設備の設置許可について (概要) の説明をなす)

(議案第2号農地法第4条第1番の許可申請についての朗読、概要の説明を する)

議長 | 議案の朗読、説明が終わりました。地区担当委員さんの調査報告をお願いいたします。

8番委員 (議案第2号1番の調査報告をする)

議 長 ご苦労様でした。調査報告が終わりました。それでは質疑を行います。質 疑ございますか。

28番委員 太陽光発電施設につきまして、一点だけ分からないことがあります。私のところに国道141号線沿いの申請がきています。この場合、太陽光発電に関して景観についてはどのような扱いをしているのでしょうか。

事務局 営農型に限らず、太陽光発電設備を設置する場合ですが、景観に関することは市の都市整備課において事前に協議をお願いしております。ただ今のご質問は、野立ての太陽光発電設備についてのご質問だと思いますが、農業委員会に申請される案件につきましても、環境政策課を含めて、都市整備課など必要となる関係課との協議をお願いして手続きを進めていただいている状況でございます。

議 長 他に質疑はございますか。

11番委員 参考までにお聞きいたします。「適切な営農が認められない場合」についてですが、同じ年の地域の平均的な単収と比較して、おおむね2割以上減収している場合と記載がありますが、例えば今回の案件では、畑の面積の約半分は日陰になる感じになりますが、その2割減収というのは、国の基準なのか、市の基準なのか、その根拠を伺いたいと思います。私たちが単純に考えると、これだけ日陰になると2割の減収で済むのかという疑問がありますが、そのへんが分かったら教えてください。また、パネル面積ですが、単純にパネル1枚の面積に設置枚数を掛けて計算した面積であるのか伺います。

事務局 長沢委員さんのご質問にお答えいたします。まず一点目の単収ですが、年によっても単収が異なってくることが予想されますが、今回の申請では地域における平均的な単収が10 a あたり1,400kgを想定しております。県の峡東農務事務所にも問い合わせをした結果、今回の申請では1,400kgを基準にして申請がされております。ちなみに申請者である相川陽一さんの単収ですが、毎年10 a あたりおおむね1,300kgが収穫されている申請になっております。2点目の質問ですが、パネルにつきましては、1枚のパネル面積に設置枚数288枚を掛けまして、設置面積の合計が899㎡となっています。また、減収2割の根拠でありますが、地域における1反歩あたりの収量と比較して2割以上の減収になった場合は、3年後の転用許可は得られないということであります。2割減収の根拠は、農林水産省が定めた基準が根

拠になっております。

34番委員

今、長沢委員から2割の減収という質問がありましたが、私もその部分が 気になったところです。この2割減収はあくまで申請人の申告ということ でしょうか。今、事務局から申請者は約1,300kgの単収があると説明があ りましたが、約1tを下回ると許可が取り消しになってしまう訳ですよね。 借入れをして、これだけの施設を設置して、許可が取り消しになって撤去 しろというのうは、かなり厳しい内容ですよね。借り入れをしているため 撤去できるのかということもあるし、撤去費用も掛かりますよね。借入れ の上に撤去しろということになるとかなり厳しい。また、誰が撤去の勧告 をするのか。かなり厳しい勧告になると思いますので、例えば農業委員会 にそれが出てきて、総会の席上で農業委員会の皆さんが許可を取り消しと いうことは、かなり言いづらいというか、若い農業者が一生懸命に熱心に これから経営をして行こうという方に対して、その様な勧告ができるのか どうかと思います。それから撤去は、あくまで強制的に法的に撤去しなけ ればならないのかが、かなり気になります。両方で収入があれば良いこと ですが、事務局の説明の中で、何度も出てくるように、あくまで営農が主 目的で発電は二次目的ということですから、当然農業を続けてもらうこと が大前提の事業でしょうから、そのへんがかなり心配されます。私は個人 的にかなり心配されるところだと思います。誰が2割減収の確認をするの か、それから撤去の勧告をどの様にするのか、具体的な事が想定される内 容をお聞かせいただきたいと思います。

事務局

まず、2割の確認ですが、そのシーズンの翌年の2月に報告を毎年提出しな ければならないということがあり、当然それは申請書で提出するのです が、申請書には収量等の詳細を記入していただきます。また、その年の収 穫前ですが、ぶどうを収穫できる状況になった時に写真の添付が義務付け られております。それらを持って収穫の確認をする訳ですが、2割を超え る減収であるのか、2割以内で納まっているのかということでございます が、それは農業委員と県により調査をすることになると思います。先程報 告書を提出する時に、普及指導員さんや試験機関等の知見を有する者の確 認を受けることも必要になります。その様なことで確認をしていくという ことになろうかと思います。仮に3割、4割の減収になった時ですが、いき なりバッサリと「撤去してください」という様なことにはならないと思い ます。これについても説明概要に記載がありますが、許可権者による指導 という項目の中に、もしその様な事が判断される場合には、必要な改善措 置を行うよう指導する。尚且つ営農が行われない場合、また、指導にもか かわらず必要な改善措置が行われない場合は、営農型発電設備を撤去する よう指導することになりますが、せっかく設置した設備ですので、委員さ んがおっしゃるように営農と太陽光の発電により、この営農型発電設備の 売りでもあると思いますが、ダブルの収益を維持していただくことが一番 よろしいのですが、もし営農が思うように進まないということがある場合 には、許可権者と農業委員で段階的に指導を行って、それでも最終的に改 善されない場合は、撤去の勧告がされると思います。最終的な判断は、許 可権者である山梨県が判断をしていくと思われます。また、撤去費用の話 も出ましたが、今回の申請書の中に、撤去費用の確保という項目で、設置 費用とは別に、撤去費用の資金証明も添付がされております。そんな状況 になっては困るのですが、万が一、やむなく撤去ということになります と、その資金を使って撤去することになります。

事務局長

今、お答えをさせていただきましたが、その部分につきましては、我々も申請者本人に「こういう状況になると撤去になりますよ」という説明と確認をしております。この申請は2カ月、3ヵ月前に出てきたというものではなく、かなり長い時間を掛けてやり取りをしております。今年の初め位から何回も何回も相談に来て、やり取りをして、ここで申請という段階になっており、今のお話も事務局からさせていただいて、申請者が納得の上でということになっております。そういうことはないと思いますけれども、仮に駄目な場合は指導をさせていただくということでございます。

34番委員

実は私も約1年前に知り合いからこういう案件を検討しているという話がありました。私の土地のすぐ隣であったものですが、私は個人的にその件に関しては賛成できないという話をして、その話は終わった訳ですが、いよいよそういう話が具体的になってきたという感じがあったものですから質問させていただきました。最近新聞でも時々ですね、下の方にシャインマスカットを栽培しながら発電パネルを載せると、1反歩で300万円くらいになりますよとか、何か大変興味がある広告を業者が出しています。今、事務局長さんからの説明の中で、十分に検討しているということだから、問題ないと思いますが、そういう業者主体の営農型太陽光発電の設置にならないように、十分な指導をしていただければと思います。

事務局長

ありがとうございました。その様に指導していく予定でございますが、あくまで農業委員会として申請があったものは、法令等に準拠して、良ければ許可ということになりますが、一方で違う側面から見ますと、景観とか、例えば農業遺産関係からすると、市当局からするとあまり景観上は好ましいものだとは思っておりません。市長自身も渋々というところでありまして、出来ればこういう美しい景観は、農業景観は農業景観のまま維持をしていただくことが一番良いと感じているところですが、ご本人のがありますので、少し悩みはあるとことですが、一応はそんな考えに立ってまちづくりとしては進めさせていただいているところです。

議長

|他に質疑はございますか。

質疑も無いようですので、質疑を打ち切ります。

お諮りします。議案第2号1番については許可相当として山梨県知事に進達することにご異議ございませんか。

(「異議なし」との声多数あり)

異議なしとのことですので、許可相当として山梨県知事に進達することに 決しました。

次に議案第3号農地法第5条の規定による許可申請について、4件を上程 し、意見を求めます。議案第3号1番を議題といたします。事務局から議案 の朗読、説明を求めます。

事務局

(議案第3号農地法第5条第1番の許可申請についての朗読、概要の説明を する)

議長

議案の朗読、説明が終わりました。それでは地区担当委員さんの調査報告 をお願いいたします。

3番委員 │ (議案第3号1番の調査報告をする)

議 長 ご苦労様でした。調査報告が終わりました。それでは質疑を行います。質 疑ございますか。

(「なし」との声あり)

質疑も無いようですので、質疑を打ち切ります。

お諮りします。議案第3号1番については許可相当として山梨県知事に進達することにご異議ございませんか。

(「異議なし」との声多数あり)

異議なしとのことですので、許可相当として山梨県知事に進達することに 決しました。

次に、議案第3号2番を議題といたします。事務局から議案の朗読、説明を 求めます。

事務局 (議案第3号農地法第5条第2番の許可申請についての朗読、概要の説明をする)

議長 | 議案の朗読、説明が終わりました。それでは地区担当委員さんの調査報告をお願いいたします。

12番委員 (議案第3号2番の調査報告をする)

議 長 ご苦労様でした。調査報告が終わりました。それでは質疑を行います。質 疑ございますか。

(「なし」との声あり)

質疑も無いようですので、質疑を打ち切ります。

お諮りします。議案第3号2番については許可相当として山梨県知事に進達することにご異議ございませんか。

(「異議なし」との声多数あり)

異議なしとのことですので、許可相当として山梨県知事に進達することに 決しました。

次に、議案第3号3番を議題といたします。事務局から議案の朗読、説明を 求めます。

事務局 (議案第3号農地法第5条第3番の許可申請についての朗読、概要の説明をする)

議 長 議案の朗読、説明が終わりました。それでは地区担当委員さんの調査報告 をお願いいたします。

16番委員 (議案第3号3番の調査報告をする)

議 長 ご苦労様でした。調査報告が終わりました。それでは質疑を行います。質 疑ございますか。

(「なし」との声あり)

質疑も無いようですので、質疑を打ち切ります。

お諮りします。議案第3号3番については許可相当として山梨県知事に進達することにご異議ございませんか。

(「異議なし」との声多数あり)

異議なしとのことですので、許可相当として山梨県知事に進達することに 決しました。

次に、議案第3号4番を議題といたします。事務局から議案の朗読、説明を 求めます。

事務局 (議案第3号農地法第5条第4番の許可申請についての朗読、概要の説明をする)

議 長 議案の朗読、説明が終わりました。それでは地区担当委員さんの調査報告 をお願いいたします。

35番委員 (議案第3号4番の調査報告をする)

議 長 ご苦労様でした。調査報告が終わりました。それでは質疑を行います。質 疑ございますか。

(「なし」との声あり)

質疑も無いようですので、質疑を打ち切ります。

お諮りします。議案第3号4番については許可相当として山梨県知事に進達することにご異議ございませんか。

(「異議なし」との声多数あり)

異議なしとのことですので、許可相当として山梨県知事に進達することに 決しました。

次に日程4報告、農地法第18条第6項の規定による届出について5件を報告願います。

事務局 (合意解約の届出5件について説明する)

議 長 只今の報告につきまして何かご発言ございますか。 特にご発言もございませんので以上報告を終わらせていただきます。 次に日程5その他、事務局から報告及び事務連絡等をお願いします。

事務局 事務局より事務連絡をする。

- ・農地の利用状況調査についての依頼、及び調査期間、方法について説明する
- ・平成29年度農振除外について、受付内容、認可までの日程等を説明する。
- ・農業委員、農地利用最適化推進委員等研修会、及び山梨県農政推進農業委員、農地利用最適化推進委員大会の参加報告書の提出をお願いする。
- ・農業委員、農地利用最適化推進委員の本日現在における募集状況を報告する。

議 長 事務局からの報告、連絡事項は以上でございますが、何か委員の皆さんからご意見等がございましたらお願いします。

3番委員 農業委員、推進委員の応募状況ですが、個人からの応募なのか、地域から の応募かどうか、その中身が分かったら教えていただきたいと思います。 それとこの前もお願いしましたけれども、農業委員の地域割りを面積で決 めている訳ですが、それは当然良い訳ですが、ぜひ事務的なことも含め て、また検討をしいていただきたい。4月に出されたものがそのままでは なくて、新体制に向けてぜひ検討をお願いしたいと思います。お願いと質問ですがよろしくお願いします。

事務局

今現在、農業委員及び推進委員の募集ですが、今のところ両方共に団体推薦のみでございます。次に活動区分のお話ですが、活動エリアになりますが、これについては、当然、募集が終わった段階で、新体制についての今後の運営方法だとか活動は当然見直していかないとならないところも出て来ると思いますので、そのへんにつきましては、最適に適格に活動できますように、そのへんはまた事務局の方も考えていきたいと考えておりますのでよろしくお願いいたします。

議 長 他にご意見、ご質問等はありますか。

(発言なし)

それでは、特にご意見、ご発言もないようですので、以上で本日の日程は 全て終了いたしました。

会議の円滑な進行にご協力いただきましてありがとうございました。 それではこれで本日の農業委員会総会を閉会といたします。

(閉会の挨拶する)

(閉会15時22分)